令和8年10月7日

事業主　様

北海道労働局長登録教習機関　登録番号:北労衛教第４号
(公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

有機溶剤は、塗料、シンナー、ドライクリーニングの溶剤等、幅広く使用されています。

労働安全衛生法14条(安衛施行令第６条22号)の規定に基づき、屋内作業場、車両の内部、タンクやダクト等の内部、船舶の内部等において、安衛施行令別表６の２（次頁参照）に掲げる有機溶剤を取り扱う作業に労働者を従事される場合、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、有機溶剤作業主任者を選任して作業の指揮やその他規則で定められた職務を行わせなければならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

１　講習日程（２日間）

講習日		時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第2回	令和8年12月7日(月)	9:00～17:00	旭川勤労者福祉会館 2F 大・中会議室 (旭川市6条通4丁目)	10/7～11/20	100名
	・12月8日(火)	9:00～17:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料･テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

２　講習料

１５，５１０円(消費税10%を含む)

内訳：受講料13,310円、テキスト代2,200円

※使用テキスト：有機溶剤作業主任者テキスト(中災防発行)

３　申込方法

受付期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員100名に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

４　講習料納入方法

今年度より、受講料の支払方法は原則振込となります。

※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

５　写真について

写真２枚(30ミリ×24ミリ)

上半身無帽で最近６か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)

６　講習科目・時間数(12時間＋修了試験1時間)

講習科目	時間数	講習科目	時間数
有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識	４時間	保護具に関する知識	２時間
		関係法令	２時間
作業環境の改善方法に関する知識	４時間	学科修了試験	１時間

７　修了証

修了証は、修了試験合格者に、講習後約２週間で札幌の本部より郵送されます。

８　受講の取消

講習初日の２営業日前までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

９　注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

10　その他

本講習は「人材開発支援助成金　建設労働者技能実習コース」の対象になります。

申請に必要な書類・証明等及び受験結果のお問い合わせは(公社)北海道労働基準協会連合会にお願いいたします。　TEL　０１１－７４７－６１４１

申込み・問合せ先
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目 道北経済センター６階
旭川地方労働基準協会内
(公社)北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687

※ 有機溶剤作業主任者修了後、概ね5年ごとに、再教育を受ける努力義務が定められています。
（有機溶剤作業主任者の再教育は当協会で**令和8年3月10日**に開催予定）

【女性労働者の就業禁止業務】 下記表の★印
・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い「第3管理区分」(エチルベンゼン他の規制対象化学物質の、空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
・タンク内等で規制対象の化学物質を取扱う業務で、マスクの使用が義務づけられている業務

別表第六の二　有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一　アセトン
二　イソブチルアルコール
三　イソプロピルアルコール
四　イソペンチルアルコール
（別名イソアミルアルコール）
五　エチルエーテル
★六　エチレングリコールモノエチルエーテル
（別名セロソルブ）
★七　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
（別名セロソルブアセテート）
八　エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル
（別名ブチルセロソルブ）
★九　エチレングリコールモノメチルエーテル
（別名メチルセロソルブ）
十　オルト-ジクロルベンゼン
★十一　キシレン
十二　クレゾール
十三　クロルベンゼン
◆十四　クロロホルム
十五　酢酸イソブチル
十六　酢酸イソプロピル
十七　酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
十八　酢酸エチル
十九　酢酸ノルマル-ブチル
二十　酢酸ノルマル-プロピル
二十一　酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）
二十二　酢酸メチル
◆二十三　四塩化炭素
二十四　シクロヘキサノール
二十五　シクロヘキサノン
◆二十六　一・四-ジオキサン
◆二十七　一・二-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）
二十八　一・二-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
◆二十九　ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
★三十　N・N-ジメチルホルムアミド
★◆三十一　スチレン
◆三十二　一・一・二・二-テトラクロルエタン
（別名四塩化アセチレン）
★◆三十三　テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
三十四　テトラヒドロフラン
三十五　一・一・一-トリクロルエタン
★◆三十六　トリクロルエチレン
★三十七　トルエン
★三十八　二硫化炭素
三十九　ノルマルヘキサン
四十　一-ブタノール
四十一　二-ブタノール
★四十二　メタノール
◆四十三　メチルイソブチルケトン
四十四　メチルエチルケトン
四十五　メチルシクロヘキサノール
四十六　メチルシクロヘキサノン
四十七　メチル-ノルマル-ブチルケトン
四十八　**ガソリン**
四十九　コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十　石油エーテル
五十一　石油ナフサ
五十二　石油ベンジン
五十三　テレビン油
五十四　ミネラルスピリット
（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
五十五　前各号に掲げる物のみから成る混合物

特化則等が改正され（平成26年11月1日施行）、表の◆印の１０物質は発がん性物質として有機溶剤から特定化学物質の第２類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。

下記表の　　については、**有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりません。
（したがって、特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受講しても、これらの物質取扱業務の作業主任者になれませんので、ご注意下さい）

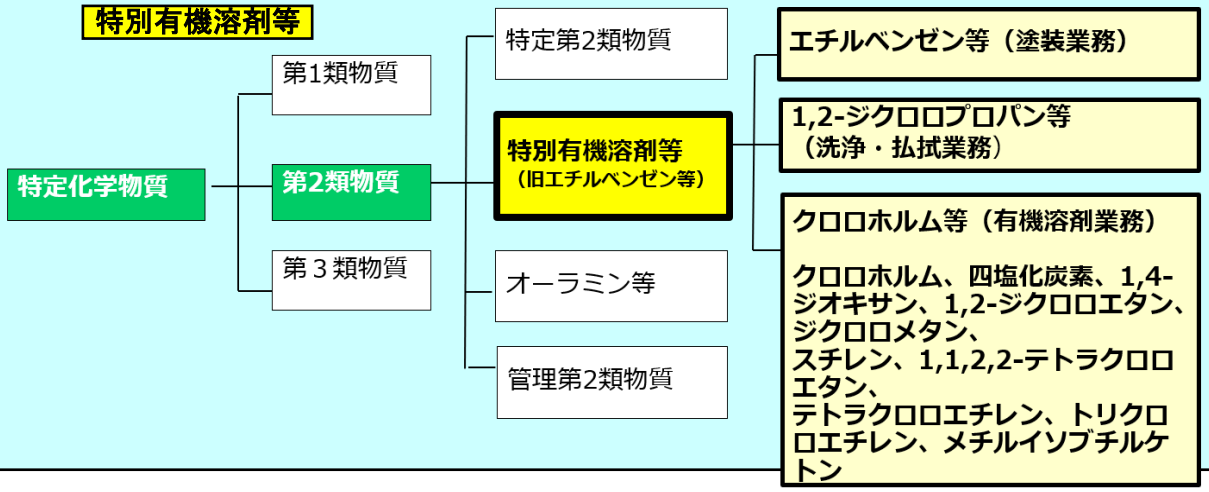

様式11-1.6

有機溶剤作業主任者技能講習受講申込書

受講地	旭 川	受講日	/ ～ /

縦30㎜
横24㎜

写真1枚のり付け
1枚は横に添付

裏面に氏名記入

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう１枚の写真を貼り付けずに添付してください。

楷書で正確に書いて下さい。

ふりがな		
氏　　名		
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを〇で囲む）有・無		
併記を希望する氏名又は通称		
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日	
現 住 所	〒 携帯 TEL	
勤務先 所在地	〒 TEL	
勤務先 名　称	FAX	

（注）旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付してください。

年　　月　　日

※受講番号	

（公社）北海道労働基準協会連合会長　殿

(注)※欄は記入しないで下さい。

修了証（受講票）の送り先	1.自宅	2.勤務先	3.その他（　　）